

## 令和3年度課税分の 国民健康保険税から低所得者に対する 軽減の算定方法が変更になります

税制改正により、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯においては、従来の軽減基準で判定すると国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、軽減を令和2年度と同水準とするため、算定方法を変更します。

### 軽減するには、

#### 所得の申告が必要です

軽減にあたっては、前年度の所得情報が必要のため、所得の申告が必要になります。税務課にて簡易申告等の手続きをしてください。

詳しくは、6月中旬に送付する国民健康保険税納税通知書をご確認ください。

#### 納付には便利な口座振替を！

口座振替を希望する場合は、引き落としを希望する金融機関にてお申込みください。



問町民課  
☎内線247

世帯主、加入者および特定同一世帯所属者(※1)の前年中の所得の合計額		
軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	33万円 以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)以下
5割軽減	被保険者数 × 28.5万円 + 33万円 以下	43万円 + (28.5万円×加入者・特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※2)-1)以下
2割軽減	被保険者数 × 52万円 + 33万円 以下	43万円 + (52万円×加入者・特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※2)-1)以下

※1 特定同一世帯所属者とは、同じ世帯において国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方です。  
 ※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受けている方です。  
 (注)表中の下線部分については、給与所得者等の数が2名以上の場合にのみ計算されます。

## ひとり親家庭等に 助成金支給



ひとり親家庭等で、令和3年4月に小学校・中学校・高等学校に入学した児童を養育している方には助成金が支給されますので、申請してください。

※請求者及び扶養義務者に所得制限があります。

### ▼対象者

ひとり親家庭等で、令和3年4月1日現在、町内に6か月以上居住している児童(ただし、生活保護受給者や施設入所者等は対象となりません)を養育している父・母・養育者の方

### ▼助成金

児童1人につき3万円

### ▼申請方法

5月末までに、申請書と必要書類を提出してください。

### ▼申請に必要なもの

・申請者の預金口座番号(ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要です)

・高等学校入学の場合は、在学を証明できるもの(学生証等)・必要な書類が間に合わない場合はご連絡ください。

問子育て支援課 ☎内線306

# 町職員を募集します！

職種・受験資格など、詳しくは町ホームページが職員採用案内(町役場3階総務課で配布)をご覧ください。全ての職種の受付期間は、4月26日(月)～5月12日(水)(※消印有効)です。

問総務課 ☎内線210

## 任期付職員

令和3年8月1日以降に町役場で働く任期付職員を募集します。

### 【募集職種】

①任期付短時間勤務職員(事務職)  
(障がい者対象)



## 正規職員(新卒ほか・社会人経験者)

### 【募集職種(A 新卒ほか)】

①保健師 ②技術職(建築)

### 【募集職種(B 社会人経験者)】

①保健師 ②技術職(建築)

【採用予定】令和3年8月1日

【試験日程】(一次選考)令和3年5月23日(日)(予定)